

## 議案第 8 号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の  
制定について

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成28年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例  
川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第1  
2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第11号中「11,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

固定資産評価審査委員会委員の報酬の額を改定するため、この条例を制定す  
るものである。